

認定こども園太閤山あおい園 重要事項説明書

1 施設の目的及び運営の方針

○ 施設の概要

名称	認定こども園太閤山あおい園
施設類型	幼保連携型認定こども園
所在地	射水市太閤山 8 丁目 4-2
運営法人	学校法人鷹寺学園



○ 関連施設

あおい幼稚園・第三あおい幼稚園

鷹寺福祉会（小杉東部保育園・戸破児童館・ひばり学級・太閤山学級・歌の森キッズよつば）

○ 目 的

- ・認定こども園太閤山あおい園（以下、「本園」といいます。）は、幼保連携型認定こども園として、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、満 3 歳以上の子どもに対する幼児教育、並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長します。

0～2 歳の保育を必要とする子どもに対しては、良好な環境のもと、成長過程に合わせた教育・保育を行うよう努めます。

また、保護者、地域の家庭に対する子育て支援を行います。

○ 運営方針

- ・幼保連携型認定こども園の学級編成、職員、設備及び運営に関する基準を順守し、満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでの子どもに対しては学校教育法に基づく幼児教育を、0～2 歳の保育を必要とする子どもに対しては、良好な環境のもと、教育・保育を行うよう努めます。
- ・幼児期は人格が形成される大事な時期だという認識を持ち、確かな人間力のある子どもを育てることを目指して、教育・保育に関する専門性を有する職員が適切な時期に適切な環境、教育を用意するよう努めます。
- ・「全ての子どもに支援は必要」という認識のもと、地域や家庭と連携しながら、個性豊かな子どもに合わせた柔軟な教育を行うよう努めます。
- ・関連幼稚園、保育施設、小学校とも連携を図りながら、卒園後の未来に繋がる幼児教育を行うよう努めます。

＜嘱託医一覧＞

病院名	嘱託医師名	電話番号
高畠小児科クリニック	高畠 章司	0766-55-8117
嶋齒科クリニック	嶋 直毅	0766-56-9222
ながさきクリニック	長崎 正男	0766-52-8800
おおがくクリニック	大角 智壽子	0766-56-4000

2 提供する教育・保育の内容

教育目標

生かせるのち

命の尊さを知り、慈しみの心、いたわりと思いやりの心を持った子に育ててほしい。
これが私たちの教育の原点です。



・命を大切にする子

宗教的情操教育を通して、動植物を慈しみ、命の尊さに気づく

・明るく元気な子

元気でのびのびと遊びや運動を楽しむ

・思いやりのある子

相手の気持ちに気づき、いたわりの気持ちが持てる

・自分で考えがんばる子

自分で自分のことが出来、最後までやり抜こうとする

教育理念

すべてのものにいたわりと思いやりの心を持ち、社会の一員としての責任を果たす

個性豊かな人間を育てることを目的とする

子ども達にとって、より良い教育環境を

子ども達が集団生活の中で友達と遊ぶ中で、小学校以降へつなげる心情（やる気・あきらめない心・前向きに取り組む姿勢など）、思考力、自己表現力、体力、運動能力などを育てるために様々な活動を行っています。最新の教育研究結果をふまえながら、「これまでやってきたこと」に縛られず、「これまでと同じこと」を踏襲するのではなく、常に「今の子ども達」にとって最善の教育環境を整えられるよう努力を続けていきます。



教育・保育内容

◎ 保育内容（0～2 歳児クラス）

- ・入園する幼児(以下「園児」という)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。

◎ 教育内容（年少～年長）

- ・満3歳以上の園児については、学校教育法に基づき年齢別クラス編成で活動を行います



適時期教育（3歳児クラス以上より）

幼児期は、様々な神経回路が形成される大事な時期です。適切な時期に、能力に応じた様々な課題に取り組み、達成感を感じることで、あきらめない心や、課題へ取り組む意欲につながります。

異年齢児交流、関連施設の園児との交流

満3歳以上のクラス編成は年齢別ですが、異年齢児の交流を意識的に行っています。年少児のお世話や手助け、一緒に楽しく遊べる方法など、年長児は思いやりの心を育て、年少児は感謝の気持ち「ありがとう」の言葉を大切にする気持ちが育まれます。また、関連園の園児とも交流することで、さまざまな刺激を受けられるように心がけています。

体育教室・スイミング

なわとび、ボール、マットなど、年齢に応じた様々な運動を行います。年中、年長児は体育講師による体育教室を行い、年長児はスイミングスクールへ行き、体力作りはもちろん、体を動かす楽しさを知る場を設けています。

自然とのふれ合い

子どもと共に季節の変化を感じながら、自然に触れることを大切にしています。遠足、園外保育へ出かけることはもちろん、砂遊び、プール遊び、どろんこ遊び、園庭で植物を栽培するなど、子ども達が外での活動を楽しめるように、心掛けています。

形からわかる漢字（フラッシュカード・漢字表記）

「漢字」と「ひらがな」が表裏になったフラッシュカードを使い、出席をとります。

漢字の形や自分の名前、友達の名前を目で見えて覚え、認識し、漢字に親しみを持っています。漢字の違いを認識することで、脳の発達を促し、理解する喜びを重ねることで活動への意欲を高めます。

遊びの中で漢字に親しむものであり、漢字を教えたり、覚えたりするものではありません。

書に学ぶ

年中児は硬筆、年長児は毛筆の書を学びます。字のうまさを競うのではなく、姿勢を正し、人の話に耳を傾けることを学び、想像力・集中力を身に付けていきます。

茶道

年長児は講師の先生に来ていただき、茶道を学ぶことで、挨拶や礼儀作法だけでなく、相手への思いやりの心を学びます。

プリント遊び

鉛筆の持ち方から線あそび、形、数字、ひらがな、など年齢に応じたプリント遊びを行っています。

年齢に応じて少しずつ行うことで、理解が深まり、様々なことを学ぶ意欲につながります。

創作活動

季節に合わせて、様々な作品を子ども達と一緒に作っています。粘土・色紙・落ち葉・まつぼっくりなど、様々な材料を使うことで創作意欲を引出し、はさみ・絵の具・のりなど、色々な道具の使い方も覚えていきます。

読み聞かせ

絵本や紙芝居を愛情こめてゆっくり読み、子どもがわくわくしたり、想像したりする時間を持てるようにしています。絵本を読んでいる最中に子どもが「これなあに」「どうして？」などと質問してきたときは即答せず、一緒に考えることによって豊かな心と創造性を育みます。

木下式音感教育

幼児に可能な教育的働きかけのひとつとして、「木下式音感教育法」を保育の中に取り入れています。

本園では、音楽に親しむための基礎を総合的に身につけることだけを目的とせず、目で見ても、身体全体で表現することで、子ども達の学習意欲、やる気、集中力、想像力を伸ばすことに役立てています。

「木下式音感教育」とは・・・

聴覚は6歳以降には成人同様となり完成してしまいます。音感能力を育むため最も適しているのが、幼児期です。

子どもが興味や関心を持ちやすい絵柄の「音感かるた」を用いた手法で、子ども達に正しい発声の仕方を教え、

調子づずれを改善する過程で、「歌唱力・音感能力・音符の読み書き・リズム感」といった音楽能力を育みます。

器楽・鼓隊指導

身体を使って楽器を演奏することで、感性を育むだけではなく、集中力や持続力、協調性を身に付けることを目的として行っています。友達と一緒に、やれば出来るという自信、出来た時の喜びと感動は、音楽だけではなく様々な物事への興味、やる気、吸収力、行動力にもつながります。

宗教的情操教育（3歳児クラス以上より）

当法人は、蓮王寺の季節託児所（田植え、稲刈りなどの繁忙期にお寺で子ども達を預かった）ことから始めました。

本園では、「生かせいのち」の教育理念のもと、命の尊さを知り、慈しみの心、いたわりと思いやりの心を持った子に育ててほしいという思いで、宗教的情操教育を行っています。特定の宗教を教え込むものではありません。

日々の活動

- ・登園時には1日仲良く楽しく過ごせますように、降園時には1日楽しく過ごせたことを感謝して、手を合わせて仏様にご挨拶をします。
- ・「よい事は進んでしましよう。悪い事はすぐやめましよう。」とみんなでお約束をしたり、般若心経、「生かせいのち」の言葉を唱えたりします。

仏教行事

花まつり（お釈迦様のお誕生日）、青葉まつり（お大師様：弘法大師のお誕生日）、ねはん会（お釈迦様がお亡くなりになった日）の宗教行事などを通して、仏様に見守られているという気持ちを子ども達の心に育みます。

人は一人で生きているのではなく、みんなに見守られながら生きている、という感謝の心と命を大切にする心を日々学んで欲しいを考えています。

※宗教的情操教育は強制ではありません。

3 主な年間行事

子ども達はハードルを一つ飛び越えるたび、新しい発見をするたびに、大きく成長します。

「できた!」「がんばれた!」「おもしろい!」をより実感してほしい。という思いで様々な行事を設定しています。

4月	始業式・入園式	10月	健康診断 次年度入園希望者面接
5月	保育参観・保護者会・花まつり 健康診断・遠足	11月	
6月	ふれあい参観・幼年消防クラブの集い 青葉まつり・親子歯磨き教室	12月	キラキラはっぴょうかい(3歳以上児) おもちつき・クリスマス会・終業式
7月	七夕まつり・プール開き・個人懇談会 終業式・夏まつり・宿泊保育(年長児)	1月	始業式・個人懇談会
8月	夏期保育(1号認定)	2月	豆まき・ねはん会・生活発表会(2歳児) 保育参観・合唱発表(3歳以上児) お茶会(年長)・新入園児説明会
9月	始業式・運動会	3月	ひなまつり・お別れ会 卒園式・終業式・用品販売

《毎月の行事》

誕生会・発育測定・体育教室(年中・年長)・スイミング(年長)・茶道教室(年長)

避難訓練・防犯訓練・交通安全指導

※ 行事予定は変更する場合があります



本物の体験と本気の取り組みを

子ども達は、それぞれ性格も現在持っている力も違います。運動の好きな子、絵の好きな子、作ることが好きな子、歌が好きな子、楽器が好きな子・・・様々で、練習を嫌がったり、運動や製作に苦手意識を持ったりするお子さんもいます。しかし、これは子どもが「発達段階で経験する当然の反応」です。

私たちは、子ども達と共に「好きな事」「得意な事」だけを行うのではなく、様々な機会を通して、どんなことでも「やりきる力」を育てていきたいと考えています。

保護者の方には、あまり不安にならず、優しく見守って頂きたいと思います。何か変わったことがありましたら、すぐにお知らせください。

お家の方と一緒に「あなたなら出来るよ。大丈夫。」と子ども達を励まし、見守りながら、乗り越える力を身に付けられるように活動していきます。ご家庭では、スキンシップを大切に前向きな励ましの言葉をかけてあげてください。

私たちは、最短距離で結果を出すのではなく、みんなで一緒に行事という目標に向かっていく日々の園生活そのものを大切にしています。子どもの姿に一喜一憂することも感情表現としては大切ですが、一つの結果にとらわれる事なく、子ども達の精一杯の取り組みに大きなエールを送ってください。



4 教育を行う日及び時間等

(1) 本園の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

(2) 学年を分けて、次の3学期とします。

- ・ 第1学期 4月1日から7月31日まで
- ・ 第2学期 8月1日から12月31日まで
- ・ 第3学期 1月1日から3月31日まで

※ 始業式、終業式の日程は年間行事予定により毎年変わります。

(3) 教育・保育の提供を行う日

- 本園が教育・保育を提供する日は月曜から日曜です。
- 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、お盆期間、年末年始は、**保育が必要な理由がある場合にのみ**保育を提供します。

○ 「子どものための教育・保育給付1号認定」の休業日

- ・ 土曜日及び日曜日
- ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ・ 夏季休業日 7月21日頃から8月31日まで
- ・ 冬季休業日 12月25日頃から1月7日頃まで
- ・ 学年末休業日 3月25日頃から3月31日まで
- ・ 学年始休業日 4月1日頃から4月6日頃まで

※ 休業日は年間計画の中で変更される場合があります。

※ 土曜日、長期休業日には、預かり保育が利用できます(5) 参照。

(4) 教育・保育時間

開園時間 午前7時00分 ～ 午後8時00分

※ 入園後の慣らし保育については、ご家庭の状況と、お子さんの様子に合わせて相談させていただきます。

<子どものための教育・保育給付1号認定 教育時間>

月～金 / 午前9時00分～午後2時30分まで

午前8時00分から午前9時00分までの間に登園し、午後3時00分までに降園する。

午前保育 / 午前9時00分～午前11時20分

午前8時00分から午前9時00分までの間に登園し、午前11時30分までに降園する。

※ 預かり保育が利用できます。(5) 参照。

<子どものための教育・保育給付2号・3号 保育標準時間認定(11時間) 保育時間>

月～金 / 午前7時00分～午後6時00分まで

土 / 午前7時00分～午後6時00分まで

＜子どものための教育・保育給付2号・3号 保育短時間認定（8時間）保育時間＞

月～金 / 午前8時30分～午後4時30分まで

土 / 午前8時30分～午後4時30分まで

※ 上記の教育・保育時間以外の時間帯において、やむを得ない事情により保育・教育が必要な場合は、開園時間内での預かり保育、時間外保育を提供します。

（5）預かり保育時間と預かり保育料

＜子どものための教育・保育給付1号認定＞

午前7:00～午前7:59	1回	120円	+ おやつ代 50円
午後3:01～午後4:30	1回	120円	
午後4:31～午後6:00	1回	120円	
午後6:01～午後8:00	1時間	120円	

※ 園の行事予定で、午前保育になっている場合は、午後3時以降に預かり保育料が発生します。

※ 原則、お仕事をお持ちの方、家でお子さんを見る方がいない場合等、預かり保育が必要な方のみの利用をお願いします。

○ **土曜日、長期休業期間中の預かり保育**（子どものための教育・保育1号認定）

対象 : 学期中の土曜日、長期休業期間中の月～土曜日

基本時間：午前8時00分～午後6時00分

半日 (給食を食べない午前・午後)	200円
1日	300円 + 給食費 200円 (+おやつ代 50円) ※ 半日のお申込みでも、給食を食べる場合は1日分として預かり保育料金を頂きます。 ※ 午後3時以降は、おやつ代がかかります。

※ 午前8時00分～午後6時00分以外の時間は、通常の預かり保育料金表にある金額が別途必要になります。

※ 長期休業期間中の預かり保育を利用される場合は、事前に預かり保育希望申請書を、学期中の土曜日を利用する場合は、申請書を前月20日までに提出して頂きます。

「子育てのための施設等利用給付」の認定を受けた場合（保育の必要性の認定が必要）

- ・月上限 11,300円（所得に関わらず3歳児クラス進級後から）
- ・月上限 16,300円（非課税世帯・進級前満3歳児） までは市町村より償還払いされます。

※ 1日の上限は450円になる予定です。

※ 償還払いの金額に、給食費（土曜・長期休業期間）・おやつ代は含まれません。

《P8 参照》

<子どものための教育・保育給付2号・3号認定 標準保育認定>

午後6:01 ~ 午後8:00	1時間	120円
-----------------	-----	------

<子どものための教育・保育給付2号・3号認定 短時間保育認定>

午前7:00 ~ 午前8:29	1回	120円
午後4:31 ~ 午後6:00	1回	120円
午後6:01 ~ 午後8:00	1時間	120円

※ 子どものための教育・保育給付2・3号認定の預かり保育料は、無償化の対象外です。

5 保育料等

(1) 保育料（特定教育・保育に係る利用者負担）

子どものための教育・保育給付認定	
1号認定 【満3歳になる日から】	保育料は無償（給食費は別徴収）
「子どものための教育・保育給付1号認定」 + 「子育てのための施設利用給付2号認定・3号認定」 2号認定：3歳児クラス進級後から 3号認定：住民税非課税世帯で、満3歳になった日から ※どちらも、「保育の必要性の認定」が必要	左記の認定の場合、上記の保育料無償に加え、 3歳児クラス：月上限11,300円 満3歳～3歳児クラス進級前まで：月上限16,300円 までの預かり保育料（給食費・おやつ代を除く）が市町村より償還払いされます。 ※1日の上限450円になる予定です。
2号認定【満3歳の誕生日の翌年度から】	保育料は無償（給食費は別徴収）
3号認定 【0歳児から2歳児まで】	お住いの市町村が定める保育料（給食費が含まれる） ※市町村が1年間の保育料を12等分して決定した金額です。出席日数によって変動するものではありません。

※ 保育料は、お住まいの市町村によって4月～8月までは前年度の市町村税所得割額、9月から3月までは、当年度の市町村住民税所得割額で算定され決定します。9月に決定した保育料は、所得、別の市町村への住所変更がない限り次の年の8月まで同じ保育料となります。

※ 2号、3号認定の場合、産休、育休、結婚など所得に変更がある場合は、速やかに市町村へ届け出る必要があります。すぐに園へお知らせください。

※ 手続き中に住民票の変更、住所変更を行うと認定が認められない場合があります。

(2) 満3歳誕生日前の2歳児の保育料（子どものための教育・保育給付認定なしの2歳児）

① 保育料 月額 25,000 円

※ 兄弟同時在園の場合 月額 18,000 円

② 給食費（実費として） 月額 4,500 円

③ バス代（利用者のみ） 月額 3,000 円

〔 兄弟同時利用の場合、1 家族につき 月額 3,000 円
片道利用 月額 2,000 円 〕

※ 1 年分を12等分したものであるため、夏休みのある8月も徴収されます。

※ 1 号認定前の2歳児のお子さんは、満3歳の誕生日を迎える前に「子どものための教育・保育1号認定」

申請を行い、満3歳児になった日から1号認定となり保育料が無償化されます。

誕生月は、誕生日の前々日までの日割り計算の保育料となります。

(3) 保育料などの徴収方法

保育料・給食費・バス代の徴収は銀行自動振替で毎月行っています。下記のいずれかの銀行口座で、各自でお手続きをお願いします。

自動振替手続き書類の控え等を提出して頂きます。控え書類等の保管をお願いします。

北陸銀行 / 富山第一銀行 / 富山信用金庫 / 富山銀行 / ゆうちょ銀行

※ 預かり保育料・用品代などの実費は現金で集金します。

(4) 教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1) (2) に掲げる保育料のほかに、保護者に負担いただくものとして以下のものがあります。

① 給食費（射水市第三子、非課税世帯は無償）

1 号認定 月額 4,500 円 / 2 号認定 月額 5,000 円

② バス代（利用者のみ実費） 月額 3,000 円

兄弟同時利用の場合、1 家族につき 月額 3,000 円

片道利用 月額 2,000 円

※ ①、②は1年分を12等分したものであるため、夏休みのある8月も徴収されます

③ 制服代 男児 18,800 円 / 女児 19,300 円

④ 体操服（半袖・長袖 各1セット） 約 13,900 円

⑤ 用品代（文具用品、連絡帳、出席ノート、名札など） 約 18,000 円

⑥ 音感教材費（実費）

年少児 約 7,600 円 / 年中児 約 7,600 円 / 年長児 約 7,600 円

⑦ その他、遠足、などの行事に関わる実費 その都度

⑧ 保護者会費 年間 4,200 ～ 5,000 円

6 利用定員（2023 年度定員は 3 月に決定するため、2022 年度の定員を記載）

本園の利用定員は次のとおりです。

クラス	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
1 号定員	—	—	—	45 名		
2 号定員	—	—	—	119 名		
3 号定員	8 名	58 名		—	—	—

※ 認定を受けない 2 歳児は、定員に空きがあった場合のみ、満 3 歳になる年度の 4 月から、通園できますが、職員数によっては、満 3 歳になってから、もしくはその翌月からの受け入れとなります。

7 利用の開始及び終了に関する事項等

（1）入園手続き

＜子どものための教育・保育給付 1 号認定＞

- ・ 8 月下旬に新年度の園児募集を告知し、9 月より入園願書を配布します。
- ・ 10 月 1 日～28 日の間に **入園願書** を園に提出してください。
- ・ 入園願書提出時に、10 月後半の面接日を予約して頂きます。
- ・ 利用定員に空きがあった場合は 2 次募集を行います。（2 月頃）
- ・ 1 次募集での入園の決定は、11 月頃になります。
- ・ 後日、1 号認定の支給認定申請書を提出して頂きます。

定員を超える入園申込みがあった場合、下記に該当する子どもを優先します

- ① 卒園まで 1 号認定で当園の継続利用を希望する方（面接時に確認します）
- ② 在園児の兄弟・姉妹
- ③ 母子、父子家庭、家族の病気などで保育を必要としている場合（就労に関わらず）
- ④ 卒園生の兄弟・姉妹
- ⑤ 願書提出順を考慮

※ 特別支援が必要なお子さんについては、園の状況と相談の上決定します。

※ ① 番から ⑤ 番の順に優先順位を確認し、入園を決定します。

＜入園希望年度の 4 月時点で、満 3 歳誕生日前の 2 歳児（無認定の 2 歳児クラス）＞

- ・ 10 月より、**入園願書** の受付を開始します。
- ・ 入園願書提出時に、10 月後半の面接日を予約して頂きます。
- ・ 入園の決定は、1 月後半の射水市の 2・3 号認定保育園入園確定後に発表します。
- ・ 通園の開始時期は、利用定員の範囲によって決定しますので、4 月から通園できるとは限りません。

下記に該当する子どもを優先します

- ① 卒園まで本園での継続利用を希望する方（面接時に確認します）
 - ② 誕生月の早い順番
 - ③ 母子、父子家庭、家族の病気などで保育を必要としている場合（就労に関わらず）
 - ④ 在園児の兄弟・姉妹
 - ⑤ 卒園生の兄弟・姉妹
 - ⑥ 願書提出順を考慮
- ※ 特別支援が必要なお子さんについては、園の状況と相談の上決定します。
- ※ ①番から⑥番の順に優先順位を確認し、入園を決定します。

・・

<子どものための教育・保育給付 2号認定・3号認定>

- ・ 10月より、園で書類配布を開始します。
- ・ 書類受取時に10月後半の面接日を予約して頂きます。
- ・ 10月後半の面接日に、**市町村への申請書・その他必要書類**を園へ提出してください。
- ・ 利用定員に空きがあった場合、市町村の基準に従い、2次募集を行います。

(2) 転入手続き

<子どものための教育・保育給付 1号認定>

園に入園申込書及び1号認定支給認定申請書を提出し、申し込んでいただきます。
定員内であれば、入園可能です。

<子どものための教育・保育給付 2号・3号認定>

射水市外からの入園も可能ですが、その際は住民票のある市町村の利用調整が必要となります。
事前にご相談ください。

(3) 転園・退園手続き

引越し、転勤等で転・退園が決まりましたら、すぐに園にお申し出ください。

○ 子どものための教育・保育給付 2号認定・3号認定の子どもへの保育提供の終了について

本園利用の子どものための教育・保育給付 2号認定・3号認定の子どもが、次のいずれかに該当する時は、保育・教育の提供を終了します。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">※ 「子ども・子育て支援法施行規則第1条」の事由に該当せず、市町村が利用を取り消したとき※ 保護者から本園利用の取り消しの申し出があったとき※ 市町村が本園の利用継続が不可能であると認めたとき※ その他、利用継続について重大な支障または困難が生じたとき |
|---|

(4)「子どものための教育・保育給付」の認定変更について

特別な事情がない限り、年度途中での認定変更はできません。

利用定員および、支給認定の審査によっては、認定変更が認められない場合があります。

(5) 修了について

園児が定められた教育課程を修了したと認められたときは、修了証書を授与します。

8 要望・苦情等に関する相談窓口

- 意見・要望・苦情等に適切な対応を図るため、苦情解決責任者である園長の下に、苦情受付担当者を決め、話し合いにより意見・要望等の円滑な解決に努めます。

苦情受付担当 寺岡 千恵子 ・ 大野 陽子

- 射水市子育て支援課

TEL 0766-51-6629 / FAX 0766-51-6660
メール kosodate@city.imizu.lg.jp

- 富山県福祉サービス運営適正化委員会（富山県社会福祉協議会内）

TEL 076-432-3280
ホームページ（富山県社会福祉協議会ホームページ内富山県福祉サービス適正化委員会）
<https://www.toyama-shakyo.or.jp/fukushi-service/contact/#subtop>

9 職員の職種、職員数及び職務の内容（2022年8月現在）

園長 上田 雅裕

副園長 寺岡 千恵子

園長	副園長	主幹保育教諭	副主幹保育教諭	保育教諭	調理員・栄養士	看護師	事務職員	子育て支援センター職員	用務保育補助	合計	学校薬剤師	嘱託医
												歯科 耳鼻科 眼科 内科
1	1	1	2	31	5	1	1	2	4	49	1	4

※ 職員数、構成は変動します

10 園生活について



一日の流れ

《自由遊び》

登園から朝の活動までの時間は、遊びや運動を中心に異年齢の関わりを多く持つようにしています。

子ども同士の関わりを多く持つことができ、やりたい遊びを十分にすることで、子ども達が満足感を持って1日をスタートするための大切な時間です。

《クラス別活動》

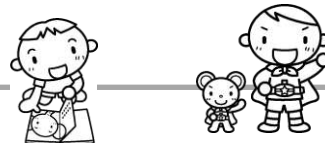
各年齢の発達にあった様々な活動をクラス別に行います。

	3号認定	2号認定	1号認定
	0歳児～2歳児	3～5歳児	満3歳児～5歳児
7：00 ～ 8：30	保育標準時間 園児 登園開始・着替え・自由遊び 早朝保育・保育短時間認定 7：00～8：29 (1回120円)		早朝保育 7：00～7：59 (1回120円)
	異年齢保育 (0・1・2歳児 / 3・4・5歳児)		
8：00 ～			登園開始・園バス出発
8：30 ～	保育短時間認定 園児 登園開始・着替え・自由遊び		着替え・自由遊び
9：30 ～	おやつ 生活・遊び	発達段階に合わせた遊び、活動（年齢別）	
11：00 ～	給食		
11：30 ～		給食	
12：30 ～	午睡準備・午睡	午後の活動	午睡（満3歳児） 午後の活動（3歳以上）
14：15 ～		1号認定前の2歳児 午睡終了 帰りの支度・帰りの歌	
14：50 ～ 15：00	生活・遊び おやつ	異年齢・自由保育 おやつ	園バス出発 順次降園
16：30	保育短時間認定 園児 降園 延長保育 16：31～18：00（各1回 120円） 18：01～20：00 (1時間当たり 120円)		預かり保育 15：01～16：30 16：31～18：00 18：01～19：00 19：01～20：00 (各1回120円) (おやつ代1日50円)
18：00	保育標準時間認定 園児 降園 延長保育 18：01～20：00 (1時間当たり120円)		

送 り 迎 え

- 3歳以上児は、朝は9時00分までに登園しましょう。

朝の活動が始まるまでの時間に、制服から体操服に着替え、自由遊びをしています。好きな遊びを最初に行うことが、一日の活動への意欲を高めることにつながります。



- 原則として送迎に関わる人を決め、いつもと違う人が送迎する場合は、誰が迎えに来るのかも含め、園へ連絡してください。
- タブレットで登園・降園時間を管理しています。送迎時は必ずタブレットをタッチしてください。
- 送迎の時間帯は、車が込み合います。事故に注意し、お子さんの手をつなぎ昇降しましょう。前後左右をしっかりと確認の上発車してください。徒歩でお迎えの方も、お子さんと手をつなぎ、事故の無いようご注意ください。
- 長時間の駐車はしないでください。
- 太閤山コミュニティセンター前の駐車場は使用しないでください。
- 行事等で駐車場を使用する場合は、第二あおい幼稚園跡地（第二駐車場）又はコミュニティセンター裏の駐車場をご利用ください。
- コロナ感染防止の為全園児玄関にて登降園の対応をさせていただいております。
(保護者の方の玄関以外の園内立ち入りはご遠慮ください)
※今後の状況により対応が変わる場合があります。

送 迎 バ ス

- 送迎バスを利用される方は、園にお申し込みください。
- 運行時間は、1号認定の登降園時間に合わせています。
- 個人の希望の時間に合わせて運行することは出来ません。
- 住所によっては、バスを利用できない場合があります。
- 送迎バスを利用の方は、時間に余裕を持ち、所定の場所でお待ち頂くようご協力をお願いします。
- 登園（朝）のバスを利用しない場合は、前日までに園へ伝えるか、バスの園出発時間前の午前8時までに園へ連絡してください。



※ 0、1歳児クラス園児はバスを利用することが出来ません。

※ 1号認定の夏・冬・学年末年始の休業期間のバスの運行はありません。

遅 刻 ・ 欠 席

- 遅刻・欠席をされる場合には、午前9時までに必ず連絡をしてください。
(遅刻、欠席、バスに乗らないなどの連絡はインターネットシステム「ゆめねっと」上でも行えます)

お 知 ら せ ・ 連 絡

- 急な発熱、体調不良、怪我、その他異常を発見したときは「お迎え」をお願いする場合があります。
- 緊急時の連絡のために、保護者の方の緊急連絡先等の提供をお願いしています。
- 緊急時の保護者の方への連絡方法は電話連絡としています。
- 職場の変更や転居、携帯電話の変更があった場合は、速やかに園へ連絡してください。
- 各種お知らせの為、「メールー斉配信システム」、「ゆめねっと」への登録をお願いします。
(登録方法はお手紙でお知らせします)

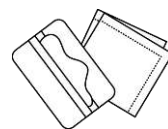
服 装 と 持 ち 物 ※ 詳しい持ち物は、入園手続き時に「入園のしおり」でお知らせします。

0・1・2歳児クラス

- 0・1歳児の服装は自由です。脱ぎ着がしやすいもので、フードのついていない物(コートなどはフードつき可)を着用してください。2歳児は体操服を着用します。
- コップ、タオル、エプロン、おしぼり、ハンカチ、ナイロン袋、必要に応じて(オムツ・トレーニングパンツなど)を毎日持ってきてください。
- 午睡用の布団は、金曜日に持ち帰り、月曜日に持ってきてください。
- ※ 水筒、ティッシュ、歯ブラシは必要ありません。歯ブラシは必要な時期が来ましたらお知らせします。

3・4・5歳児クラス

- ブラウス・ネクタイは行事で着用します。(行事では紺ハイソックスを着用します)
- 通常の登園は、ポロシャツ・ブレザー・スカート or 半ズボンのみで結構です。
- 登・降園時は制服ですが、寒暖に合わせて、スパッツやコートを着用してください。
- 水筒にお茶を入れて、毎日持ってきてください。
- **新型コロナ感染対策のため、マスク着用での登園を推奨しています。マスクの着用の件で、ご意見等がある場合は園にご相談ください。**
- コップ、歯ブラシセット、タオル、ハンカチ、ティッシュ、**予備のマスク 1～2枚**は、毎日持ってきてください。
- 内履きは金曜日に持ち帰り、月曜日に持ってきてください。
- 3歳児は、4月から8月は午睡をします。午睡用布団の準備をお願いします。
- 夏休み期間中は、2号認定、1号認定の預かり保育希望者ともに午睡をします。
夏休み期間の預かり保育を利用される方は、午睡用布団の準備をお願いします。



全園児 共通

- コート、靴等の身につける物は、お子さんが自分で脱ぎ着しやすい物にしてください。
- 持ち物には、全て記名をお願いします。

提出物と集金

- 園からのお手紙は、おたよりホルダーやクリアファイルに入れて子ども達が持ち帰ります。
- 集金がある場合は、送迎時に保護者の方が集金箱に入れてください。（1週間以内）
バス通園の方は、バス添乗の職員にお渡しください。
- 提出物は期限内に提出をお願いします。



「ゆめねっと」について（インターネットの保護者連絡システムです）



本園では、保護者の方と園の連絡ツールとして、Web アプリ「ゆめねっと」を利用しています。

「ゆめねっと」で出来る事は、下記の通りです。

- ・園からの連絡帳・お知らせを配信します。
- ・保護者のスマホから、欠席・早退・遅刻などの連絡ができます。
- ・保護者のスマホから連絡帳を園へ送信できます。
- ・園だよりも、「ゆめねっと」で配信します。（ダウンロード可）

※ 「ゆめねっと」に園児の氏名・住所・保護者氏名などの個人情報の登録は必要ありません。

手書き連絡帳（0歳児）と「ゆめねっと」について

- 連絡帳は、ご家庭からの連絡、園での様子を必要に応じてお知らせするものです。
ただし、「書く（入力する）時間より、子どもたちと向き合う時間を大切にしたい」という考えのもと、基本的にはその日に連絡があった方にのみお返事致します。
- また、連絡がなかった方へも最近の様子をお伝えしたり、お知らせやお願いなどもお伝えしたりすることがありますので、連絡帳・ゆめねっと共に必ず毎日ご確認ください。
- フェイスブック、ホームページなどでも園活動の様子を公開していますのでご覧ください。
- 気になる事がありましたら、お気軽にお声かけください。電話でも結構です。
お家でこんなことが出来るようになりました！というお話も聞かせていただけると大変嬉しいです。



年齢や時期によって、お知らせする内容・頻度は変わります

- 0歳児クラスは、検温、食欲、排せつの状態など、細かな確認が必要ですので、手書きの連絡帳を使用します。
- 新入園児は、日々の成長をサポートするため、基本的な生活面の園での様子をお伝えしています。
お家での様子も（出来るようになったこと、いま好きな遊びなど）お知らせください。
- 年中・年長になると、自力でできることも広がり、園での様子を自分で語ることもできるようになってきますので、内容も変わってきます。
「話す力」を意識して、今日あったことや、行事の準備などについて、保護者の方への連絡をお子さまへ伝えることがあります。ぜひお家でお子さまから話を聞く機会をつくって下さると嬉しく思います。
難しい内容の場合などは、配布物、メール配信、お電話などにて補足致します。



参観日の写真撮影について.....



参観日は、園でのお子さんの様子を知って頂くために行っています。
カメラや、ビデオを通してではなく、保護者の方の目でクラス全体を見ていただきたいと考えておりますので、撮影はご遠慮ください。

給 食



園の給食室で自園調理の給食を提供します。

	持ち物	
0歳児～2歳児	なし	完全給食
3歳児以上	主食（ごはん・パン）	給食は副食のみ

- ※ アレルギー、その他の事情により、給食に配慮が必要な場合は、出来る限りお子さんに合わせて進めますのでご相談ください。その際は、主治医による診断書の提出が必要です。除去食及び代替食に対応しています。（食物アレルギーマニュアルあり）
- ※ 集団生活の上、様々な年齢（アレルギー等）のお子さんが園で生活をしています。誤食等の防止のため園には主食以外の食べ物を持ち込まないでください。
- ※ 遠足等の園行事により、お弁当の持参をお願いする場合があります。
- ※ 衛生管理として、集団給食施設届出を高岡厚生センターへ提出しています。
大量調理施設マニュアル衛生管理基準の作成を行ないます。
日々の健康管理、確認及び検便検査の実施（月2回）による調理従事職員の健康管理を徹底しています。調理室の清掃及び整理整頓を実施し、衛生管理区分の維持管理を徹底しています。

- ご飯とおかずをしっかりと味わう「口中調味」は日本の食事の特徴です。園では、味覚の発達する幼児期に、白いご飯と一緒におかずを食べられるようになってほしいと考えています。
- 食器も給食室で準備します。箸がまだ使えないお子さんは、園で成長過程を見ながらフォーク・スプーンから箸へ移行しますので、特別な理由がない限り、トレーニング箸は、お預かりできません。

各 種 手 続 き

- 引越しなどで住所変更がありましたら、すぐに園にお申し出ください。新制度による認定、保育料の算出は、市町村ごとに行っているため、手続きが必要です。
- ※ 他の市町村へ住民票を移す場合は、事前に予定をお知らせください。手続きが遅れると教育・保育認定が取り消される場合があります。

「あしあと」について

- 学期末に担任が選んだ写真にコメントを添えた「あしあと」をお渡ししています。

これは、お子さんが園で頑張った事、悔しかった事、嬉しかった事等、色々な表情の写真に担任と保護者の方のコメントを寄せたものです。

『いつかお子さんの宝物となるよう』と思いを入れて作成しています。

- 保護者の方のコメントを記入したうえで、新学期には、園へお返してください。



11 安全管理・健康管理

緊急時の対応と防災・防犯対策について

- 怪我、感染症、食中毒、非常災害などにおける対応や関係機関との連絡方法、保護者の方との連絡方法、職員の体制などについては、マニュアルを作成し、保護者や関係機関と連携を図りながら、健康と安全に努めています。
- 配布した「防災・防犯ハンドブック」に緊急時の避難場所、園児引き渡し方法を記載しています。ハンドブックは卒園まで保管してください。
- 毎年、園児引き渡しカードをお配りしています。ご家族のどなたでも引き取りに行けるよう、ご家族でコピーして持ち歩いてください。
- 防犯対策の為、登園・降園以外の時は玄関を施錠しています。
御用の方はインターフォンでお知らせください。
- 緊急時のために、保護者の方の緊急連絡先・お子さんの保険証番号等の情報提供をお願いしています。
- 緊急時の保護者への連絡方法は電話連絡としています。



在園中の怪我への対応

- 保育中や送迎中に怪我をした場合は、保護者の方にご連絡します。
(状況に応じて、職員が病院に運び、治療を受けます)
- 既往症や特別な配慮が必要な場合は児童票・緊急対応表に記入してください。
- 1号、2号、3号認定後は全員が日本スポーツ振興センターの災害共済に加入し、大きな怪我の場合は全日本私立幼稚園連合会の賠償責任保険により対応いたします。
但し、医療点数500点未満（無保険で5,000円未満）の場合は適用されません。射水市の福祉医療費請求書（ピンクの用紙）での対応となります。
- 認定のない未満児のお子さんは、日本スポーツ振興センターの災害共済、全日本私立幼稚園連合会の賠償責任保険の対象外となります。射水市の福祉医療費請求書（ピンクの用紙）での対応となります。
(認定後は、対象となります)
- 任意での園児保険の加入もおすすめしております。(満3歳から加入可能です)



在園中のけがについて



子どもたちが十分に身体を動かして遊ぶと、転んで擦り傷をつくったり、友達と頭をぶつけて、たんこぶをつくったりすることなどが必ず起こります。外遊びやダイナミックな遊びは、子どもの好奇心を刺激し、情緒を豊かにするため、積極的にすすめたい活動です。

子どもたちが大きくなったときに大きな怪我をしないようになるには、小さな怪我をしながら、自分で危険を察知し、回避する（リスクコントロール）力を身につけなければいけません。

小さなリスクを経験することは、何が危険かを予測する力を養う機会であり、その経験は将来の財産になります。臆病な保育になると、この時期に本来身につけるべき能力が育たないことになり、かえって危険だということをご理解ください。



お友だち同士の「けんか」について



「けんか」は子どもたちの成長過程において必要な経験ですので、私たち職員はけがのない程度になるべく見守るようにしています。しかし、職員の知らないところで「けんか」してしまった場合、止める間もなくあっという間に噛みついてしまった場合は、残念ながら痛い思いをさせていただきます。

そんな時は、両者の保護者の方にその旨を連絡いたします。けがをさせてしまったお子さんの保護者の方には、一言お詫びを相手の方に伝えて頂くと良いと思います。元気のいい子ども達の場合、お互い様です。

人間関係を円滑に進めるための“一言”が大切です。よろしくお願いいたします。

ただ、子ども同士のちょっとした「けんか」の場合は、両方の保護者の方に逐一連絡はしません。なぜなら、元気な子ども同士の「けんか」は健全な発達のあらわれであり、成長と共に腕力ではなく言葉で解決できるようになるからです。

逐一お知らせすることで保護者の方が神経質になるより、園内で解決させた方が良い場合もあります。その判断は園にお任せください。



園で起こった事柄は、園で先生に、理由を聞かれたり、お友だちに謝ったりして、その場で解決しています。そのことを蒸し返して叱る必要はありません。

「どんな気持ちで言っちゃったの？」とお子さんの主張を聞き、「ちょっと失敗しちゃっただね。今度は気をつけようね」と同意しながら話をすることが大切です。すぐには無理でも、少しずつお友だちとの関係を学び、相手の気持ちを考えられるようになります。お子さんとのスキンシップを通して、お子さんの心を充電させてあげてください。



毎朝の健康確認と保健衛生

○ 登園時には必ず健康状態の確認を行ってください。

（新型コロナ感染防止の為、毎日ご家庭での検温をお願いします）

○ 朝の体温を健康管理表に記入し、提出してください。

○ 発熱や、下痢、嘔吐などがある場合は、たとえお子さんが園に行きたがっても、他の園児への影響も考え体調が戻るまでは、ご家庭でゆっくり療養させてください。



- 37.5度以上の熱がある場合は登園を控えてください。

保育中に37.5度を越えた場合は、保護者の方へ連絡をさせていただきます。38度以上に熱が上がった場合は、迅速なお迎えをお願いします。その他、お子さんの状況によって、ご連絡する場合があります。

- 爪が長いと不衛生になり、細菌の温床となったり、友達を傷つけてしまったりしますので、定期的に点検し、切りましょう。
- 園では、毎月の発育測定、尿検査（年1回）、嘱託園医者による内科・歯科検診（年2回）、眼科・耳鼻科健診（年1回・3歳以上児）を行っています。
- 歯科衛生の観点から、4歳・5歳児は、フッ素洗口を週2回行っています。
(開始前に同意書をお配りします)

感染症について



- 麻疹（はしか）、水痘（水ぼうそう）、インフルエンザ、風疹、おたふく風邪など、指定の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過し、医師の許可が出るまでは登園できません。
- 登園許可証が必要な場合は、最初に受診した医療機関（救急以外）で許可証を記入してもらってください。（詳細は巻末の感染症登園停止基準をご覧ください。）

- 登園停止基準に関わらず、症状によっては園長が登園停止を要請する場合があります。

学級閉鎖について

学校教育法や学校保健法では、インフルエンザ等の伝染病が発生した場合、状況に応じて登園停止や臨時休業等の措置をとることができるとしています。学級・学校閉鎖について、学校関係法規の中に基準・規定はありませんが、鷹寺学園では、

『学級・学年における欠席率が20%に達した場合は、

学級閉鎖、学年閉鎖及び休園いずれかの措置をとる』

こととしています。

「子どものための教育・保育 2・3号認定」、「子育てのための施設等利用給付 2・3号認定」の園児は登園可能（自由登園）ですが、伝染病拡大防止のためにご協力をお願いいたします。

※ 登園許可証は本園のホームページからダウンロード出来ます。

与薬について

- 事故防止の観点から、園の職員がお子様薬を服用させることはできませんので、昼の薬は帰宅後に服用いただくか、病院で朝夕2回の服用になるよう処方してもらってください。
- 重度のアレルギーにより緊急用の薬を園で預かる必要がある場合、特別な疾患により恒常的に薬の服用が必要であると医師による指示がある場合に限り、保護者の責任の下に園でお薬をお預かりし、服用させることと致します。必要に応じて、園までご相談ください。





体調不良の場合の行事への出席について



行事はあくまで、日々の活動の延長線上にあるものです。結果ではなく、新しい事に挑戦し、みんなと力を合わせ、励まし合いながら日々の活動を行ってきたプロセスの中にこそ真の「学び」が存在しています。

毎年、2学期・3学期は感染症が流行し、残念ながら行事を欠席せざるを得ないお子さんが出てきます。それはとても残念な事ですが、園では行事を欠席したお子さんも「みんなで出来た!」「やりきった!」という思いを感じ、成長につながるように活動します。

体調不良の場合には、無理に行事に参加せず身体を休ませてください。保護者の皆様には、子どもたちのそれまでの努力と成長を受け止めて頂き、子ども達を見守っていただきたいと思います。



予防接種を受けたことをお知らせください

- 予防接種をした当日は、激しい運動が出来ません。まれに副作用もありますので、接種後は自宅で様子を見てください。

早めに降園し接種する、休日を利用するなど、ご配慮をお願いします。



園で嘔吐や下痢をした場合の処置について



冬季に流行する感染性胃腸炎は、感染力が非常に強く集団感染が起こりやすい病気です。園で下痢や嘔吐などの症状が現れた場合、感染性のものか、一時的、突発的なものであるかの判断はできません。そのため、下痢、嘔吐の処理は全て下記のように行います。

集団感染を防ぐため、下記の内容にご理解とご協力をお願いします。

- ① 便や嘔吐物で汚れた衣類は、消毒剤を噴霧し、洗わずにそのまま二重にしたビニール袋に入れ、ご家庭にお返しします。
- ② 汚れ物を持ち帰った際、お子さんが感染症にかかっている事が疑われる場合は、ご家庭での感染を防ぐためにも、必ず消毒を行ってください。

12 守秘義務・個人情報の取扱いに関する事項

個人情報の取り扱いについて

○ 個人情報の取り扱いについては、適正な取り扱い、管理の徹底に努めます。

○ ホームページなどへの園児写真の掲載について、都合が悪い方は園までお申し出ください。

※ 以下のような場合に個人情報を使用いたします。

- ・安全管理 : 怪我、急病に備え、健康保険証番号等を収集します
- ・健康管理 : 健康管理のため、身体測定情報・健康診断結果等を保管します
- ・教育活動 : 園・クラス運営や教育の記録のため、出席日数や教育の記録を保管します
- ・個人名の掲示 : 棚や下駄箱の管理、作品展示のため
- ・園外作品展 : 依頼のあった園外への作品展示のため
- ・補助金申請 : 国・県・市町村への補助金申請に関する調査提出書類の作成
- ・1号認定申請 : 1号認定を受けるための申請書類の作成
- ・緊急連絡 : 緊急連絡のために保護者の方の緊急連絡先を収集します
- ・入園・卒園 : 入園、卒園手続き、国・県・市町村への就園状況調査等の書類提出
- ・広報活動 : 園便り・ホームページ・フェイスブック・新聞記事・広告・テレビ取材等に園児が載る場合があります

※ 以下のような場合を除き、個人情報を第三者に開示することはありません。

- ・法令の定めによる場合
- ・園児、保護者の生命・健康・財産などの重大な利益を保護する、または、公共の利益を保護するために必要な場合
- ・保護者会活動における役員選出などに園児名を開示する必要がある場合
- ・教育上必要と思われる関係機関との報告・連絡
- ・進学先、転園先、兄弟が別の園に在籍する場合の教育的情報のやり取り、事務手続きに必要な連絡
- ・広報活動に必要と思われる物のため

ホームページやフェイスブックなどへの園児写真掲載について

- ホームページやフェイスブックを活用しながら各園の情報や、園生活の様子を公開しています。
これは、おたよりや行事だけではお伝えしきれない、園での子ども達の活動や思いを分かりやすくお伝えしたい。
「離れた所に住むおじいちゃんやおばあちゃん」「園を選ぶ周りのお父さんやお母さん」また、継続してゆくことで「10年後、20年後の卒園生たち」にも見ていただき、園に親しみを持って欲しい。
という思いで行っていることです。
- 保護者の皆さんに安心してご覧いただけるホームページ、フェイスブック作りを行っていくため、園では、下記のルールに基づいて写真を掲載しています。

《ウェブ上での写真公開のルール》

1. 名札などには配慮すること
2. 裸、および下着の写真は公開しないこと
(水着は教育活動の一環のため一部公開します)
3. ホームページのトップページなどで大きく、または長期間掲載される写真については個別に承諾を得ること
4. 写真掲載の拒否を園に申し出された園児の写真は公開しないこと

なるべく掲載する写真に偏りのないように努力してまいりますが、全員が写っているとは限りません。
偶然お子さんがたくさん写っていたり、全く写っていなかったりすることもありますので、ご了承ください。
園での子ども達の様子が少しでも伝わると嬉しく思います。



予防すべき感染症と登園停止の基準について

園児が下記の感染にかかった場合は、他の園児への感染防止のため、学校保健安全法の規定により登園停止となります。登園停止期間は、欠席にはなりません。病気が治って登園する場合は、登園許可書を医師に記入してもらい（インフルエンザは別様式に保護者が記入）、登園の際に幼稚園まで持ちください。第3種感染症の中の「その他の感染症」については、登園許可証は必要ありませんが、症状によって医師に自宅療養を勧められる場合があります。必ず医師の診察を受けてから登園してください。

学校保健安全法施行規則

幼稚園で予防すべき感染症の種類		登園停止期間の基準
第一種感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、 ベスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、 重症急性呼吸器症候群 (病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り) 鳥インフルエンザ (病原体がインフルエンザウイルスA(H5N1)であるものに限り) ※上記のほか、新型インフルエンザ等感染症、 指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種感染症	・インフルエンザ(鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症した後5日を経過し、かつ、 解熱した後2日(幼児にあっては、 3日)を経過するまで
	・百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の 適正な抗菌性物質製剤による治療が終 了するまで
	・麻疹	解熱した後 3 日を経過するまで
	・流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発 現した後5日を経過し、かつ、全身状態 が良好になるまで
	・風しん	発しんが消失するまで
	・水痘 (水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	・咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過する まで
第三種感染症	・結核、及び髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師におい て感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性 角結膜炎、急性出血性結膜炎 その他の感染症 A、B、C 型肝炎・溶連菌感染症・手足口病・ヘルパンギーナ・無菌性髄膜炎・感染 性胃腸炎・りんご病・ロタウイルス・サルモネラ感染症(腸チフス・パラチフスを除 く)・カンピロバクター・マイコプラズマ・デング熱・アタマジラミ・・・など	病状により学校医その他の医師において感 染のおそれがないと認めるまで。 その他の感染症についても、症状によって医 師により自宅療養を勧められた場合は、その 指示に従うこと。生活面での注意が必要な場 合は園へ速やかに連絡すること。

(2022 年 8 月現在)

登園できない場合

- 園児本人、同居家族に新型コロナウイルス感染症の陽性反応が確認された場合
- 園児本人が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と認定された場合
- 園児本人が、新型コロナウイルス感染症の検査対象者となった場合（検査結果が陰性となった場合登園可）
- 園児本人に発熱、頭痛、鼻水、咳などの風邪症状、体調不良が見られる場合

登園の自粛をお願いする場合

- 同居の家族に、発熱、頭痛、鼻水、咳などの風邪症状、体調不良が見られる場合
- 同居家族が、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と認定された場合、検査対象となった場合
(検査結果が陰性となった場合登園可)

上記の登園できない場合や、登園の自粛をお願いした場合の欠席については、インフルエンザ等と同じく「出席停止」扱いとなります。

- お子さん、同居ご家族ともに、朝夕の検温、健康観察を必ず行うこと
- お子さんに体調不良が少しでも見られた場合は、登園を控えること

【24 時間以内に 37.5℃以上の発熱や呼吸器症状が見られた場合は登園しない】

※ 低年齢児に関しては、一時的に 37.5℃以上の体温となることもあります。新型コロナウイルス発症者の中には高い熱が出ないケースも多いため、ご理解をお願いいたします。

- 同居家族の方に体調不良が少しでも見られた場合は、登園を控えること
- 登園のタブレットタッチ、園内に入る前には必ず消毒を行うこと
- 3 歳児以上についてはマスクを着用を推奨します

※ 活動内容によって、マスクを着け外しながら園生活を行います。ご家庭の方針により、マスクの着用を希望されない場合はお知らせください。

- ご家族、お子さん本人が濃厚接触者、検査対象者など感染している可能性がある場合は、登園しないこと
- ご家族や園児本人が、新型コロナウイルスに感染した場合や濃厚接触者、検査対象者として検査を受けることになった場合は、速やかに園へ連絡すること

※ 普段、送迎を行っていない親族の方が来園される場合は事前にご連絡ください

※ 保育施設は、密を避けることが難しい施設です。クラスターを発生させないためにも、「体調に異変を感じたらお休みする」ことが一番の対策です。ご理解とご協力をお願いいたします

..... **園児や職員の新型コロナウイルス感染が判明した場合**

- 感染した園児または職員のクラスを学級閉鎖または休園とする可能性があります。

学級閉鎖または休園の期間は、行政、及び厚生センターと相談の上、決定します。

※ 日中に急遽お迎えをお願いする場合があります。

..... **園内での感染症対策について**

- 「換気の悪い密閉空間」「人の密集」「近距離での会話・発声」の3つの条件が同時に重ならないよう、換気の励行、近距離での会話や発声の際のマスクの使用等を教職員間で確認します。
- 登園後は、消毒を済ませてから保育室に入ることや咳エチケットについても指導します。
- 活動前後など随時手洗い、手指の消毒を指導します。
- 環境衛生を良好に保つため、定期的に保育室、遊具等の消毒を行います。
- 給食の配膳、補助はマスクを着用した職員が行います。園児の給食・昼食の際、可能な限り向き合わないようにし、毎回テーブル等の消毒を行います。
- 換気のため通園バス発車前にしばらく窓を開け、発車後は換気機能を作動させて運行します(転落防止のため、開ける窓の場所は、こどもが触らない位置とします)。
座席は出来るだけ間隔をあけて座ります(3人がけの席に多くても2人までとします)。
- お仕事スモックは使用するたびに持ち帰ります。洗濯後できるだけ翌日にお持たせください。
- マスク(名前を明記してください)の予備を1・2枚持参してください。
- 登降園時の混雑緩和にご協力をお願いします。

◎ 職員も24時間以内に37.5度以上の発熱や咳などの風邪症状が見られる場合、同居家族に体調不良が見られる場合は勤務できません。

◎ 臨時休校・休園措置が取られた場合や、家族の感染等に伴い職員が通常勤務ができなくなると、職員数が不足する場合があります。

3密に関しては、しっかりと考えていかなければならないものですが、幼児期においては、距離を作り、遮断する環境の中では育たないものがあり、過度な遮断は子どもたちの身体的、精神的ストレスにもなりかねません。

日々の保育教育、行事などにおいても、感染しない環境と、子どもたちの育ちを両輪として考えながら、活動を見直してまいります。

「感染しない環境と健康的な心と身体を維持」するために、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

上記の対応は、感染状況、国、県、市町村の方針により変更となる場合があります。

★「重要事項説明書 同意書」と「個人情報使用 同意書」の必要事項をご記入の上、願書提出時に一緒にご提出ください。